

平成30年7月豪雨被害による
損壊した家屋及び宅地内の土砂混じりがれき処理支援のご案内
(土砂混じりがれき撤去の費用償還)

本制度は、平成30年7月豪雨によって損壊した家屋又は宅地内に流入した土砂混じりがれきを、既に自費で撤去された方を対象として、費用の償還を行うものです。

■宅地内土砂混じりがれき撤去費の償還

(1) 対象

自らの宅地内に堆積した土砂混じりのがれき

※「宅地」とは、災害時において現に居住していた住家、住居と事業所が一体となった建物、事業所（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者（同規模の公益法人等を含む））がある敷地のことをいう。

(2) 費用償還対象となる要件(以下のすべての要件を満たしたもの)

- ①罹災証明書等で被害認定を受けていること
- ②自らの宅地内に堆積したもので、自力では撤去が困難であったこと
- ③廃棄物であると判断するに足る程度にがれきが混じていたこと
- ④暴力団又は暴力団員ではないこと
- ⑤暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと

(3) 費用償還対象となる解体・撤去の範囲

自らの宅地内に堆積したもので、日常生活に支障を来しているもの
※建物内のものは対象外

(4) 申請に必要な書類

別紙「申請書類チェックリスト」をご確認ください。

※申請書の様式は、事前に状況の聞き取りや現地確認等をさせていただいた後にお渡しします。

(5) 申請書提出期限

平成30年12月28日（金）

申請書類チェックリスト
【土砂混じりがれき撤去の費用償還】

【必ずご提出いただくもの】

チェック欄	書類	様式名	備考
	宅地内土砂混じりがれき自費撤去の費用償還申請書	様式第2号	
	敷地配置図	様式第2号添付書類①	
	状況写真	様式第2号添付書類②	
	暴力団等でない旨の誓約兼同意書	様式第3号	
	申請者の身分証明書(写真付)の写し	-	写真なしの場合は2種類
	固定資産税課税台帳記載事項証明	各区役所税務課・出張所又は東西市税事務所	
	罹災証明書(写し可)	各区役所総務企画課	
	見積書又は契約書の写し	撤去を行った業者	
	撤去費用に関する内訳がわかるものの写し (工事内訳明細など)		土砂混じりがれきの撤去数量(m ³ 数又はトン)とその内訳(土砂・木・がれき等の別)が分かる書類
	請求書の写し		
	領収書の写し		

【状況に応じてご提出いただくもの】

	宅地内土砂混じりがれきの費用償還申請に関する委任状	様式第2号添付書類③	申請者と所有者が異なる場合
	マニフェスト伝票の写し	撤去を行った業者	撤去した廃棄物を産業廃棄物として処理した場合